

## 資格認定試験 主任試験実行委員等内規

(目的)

第1条 本内規は主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者に関する基本事項ならびに遵守すべき事項について定め、資格認定試験（臨床検査士資格認定試験、遺伝子分析科学認定士資格認定試験及びPOCT測定認定士資格認定試験）を円滑公平に実施することを目的とする。

(主任試験実行委員の資格と選任)

第2条 主任試験実行委員は、臨床検査専門医、病理専門医、一級臨床検査士又は一級遺伝子分析科学認定士の有資格者又は、これに相当する十分な経験と実力を有する者から、試験委員会において指名する。

(試験実行委員の資格と選任)

第3条 試験実行委員は、臨床検査に精通した医師及び臨床検査技師、試験委員会規程第2条の認定試験に定められた試験の合格者又はこれに相当する十分な経験と実力を有する者とし、主任試験実行委員が指名する。

(主任試験実行委員の役割)

- 第4条 主任試験実行委員は原則として各試験会場に1名を置き、他の会場と協調して責任をもって試験問題作成のための選定会議の開催、筆記試験、実技試験及び口頭試験の準備と実施を行う。
- 2 主任試験実行委員は試験実行委員の中から数名を指名し、試験問題作成のための選定会議を開催する。
  - 3 臨床検査士資格認定試験の主任試験実行委員は試験当日に予備判定会議を開催し、担当試験会場の合否案を作成し、試験委員会による合同判定会議に報告する。
  - 4 遺伝子分析科学認定士資格認定試験及びPOCT測定認定士資格認定試験の主任試験実行委員は試験終了後、遺伝子分析科学認定士制度会議又は、POCT測定認定士制度会議において合否判定案を作成して、試験委員会に報告する。
  - 5 主任試験実行委員は主任試験実行委員を補佐する者として試験実行委員の中から副主任試験実行委員を指名することができる。
  - 6 主任試験実行委員は試験及び試験実行委員を補佐する者として、試験補助者を指名することができる。

(試験実行委員の役割)

第5条 試験実行委員は、主任試験実行委員の依頼により、試験問題を作成する。

2 主任試験実行委員に指名された試験実行委員は試験問題作成のための選定会議に参加する。

3 試験当日は既定の判定基準に基づき試験の採点を行い、臨床検査士、遺伝子分析科学認定士、POCT測定認定士それぞれの資格に値する知識及び技術を具しているかを評価する。

(試験補助者の役割)

第7条 試験補助者は主任試験実行委員の依頼により、試験実行委員の補佐を行う。

(委嘱)

第8条 公益社団法人日本臨床検査同学院理事長（以下、「理事長」という。）は、主任試験実行委員等内規の内容に同意し、誓約書を提出した者に対し任務を委嘱する。

(任期と試験科目)

第9条 主任試験実行委員及び試験実行委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 試験科目は委嘱状に記載した科目とする。ただし、併任は妨げないものとする。

(機密の保持)

第10条 主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者は、正当な理由なく、職務上知りえた秘密を他に洩らしてはならない。

2 誓約書の書式は別紙のとおりとする。

(解嘱)

第11条 理事長は、主任試験実行委員、試験実行委員及び試験補助者が次の各号に該当する場合、解嘱することができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
- (2) 職務上の義務違反をしたとき。
- (3) 特定の受験者に有利に働くような行為をするなど、当法人の信用を失墜させるような発言や行為をしたとき。

(改廃)

第12条 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

(附則)

第14条 この内規は平成31年3月24日から施行する。

平成31年 3月24日制定  
令和2年3月21日改定